

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県工事執行規則の一部を改正する規則

技術管理課

【告示】

（県例規集登載）

○ 簡易な方法による開示請求をすることができる個人情報指定の一部改正

○ 指定居宅サービスの事業の廃止

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止

○ 生活保護法等に基づく指定施術機関の指定

○ 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく岡山県計画の変更

○ 建設工事の契約に係る競争入札の参加資

総務学事課

指導監査室

健康推進課

障害福祉課

水産課

監理課

目次

担当課（室）

格、資格審査の申請手続等

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の供用開始

防炎砂防課

○ 土砂災害警戒区域の指定の解除

○ 土砂災害警戒区域等の指定

○ 岡山県医療審議会からの答申

○ 県営土地改良事業の工事完了

○ 洪水浸水想定区域の指定に係る指定の区域等の公表

○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

○ 二級建築士の免許の取消し

○ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

○ 岡山県人事委員会事務局処務規程の一部改正

○ 選考を任命権者に委任する職の範囲

（以上県例規集登載）

【人事委員会】

○ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

○ 岡山県人事委員会事務局処務規程の一部改正

○ 選考を任命権者に委任する職の範囲

（以上県例規集登載）

【人事委員会】

○ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

○ 岡山県人事委員会事務局処務規程の一部改正

○ 選考を任命権者に委任する職の範囲

（以上県例規集登載）

【人事委員会】

○ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

○ 岡山県人事委員会事務局処務規程の一部改正

○ 選考を任命権者に委任する職の範囲

（以上県例規集登載）

人事委員会

建築指導課

都市計画課

河川課

耕地課

医療推進課

防炎砂防課

道路整備課

防炎砂防課

防炎砂防課

防炎砂防課

防炎砂防課

防炎砂防課

防炎砂防課

防炎砂防課

防炎砂防課

防炎砂防課

防炎砂防課

防炎砂防課

防炎砂防課

防炎砂防課

防炎砂防課

防炎砂防課

防炎砂防課

防炎砂防課

防炎砂防課

防炎砂防課

防炎砂防課

防炎砂防課

防炎砂防課

◎岡山県規則第三号

岡山県工事執行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県工事執行規則の一部を改正する規則

岡山県工事執行規則（昭和四十八年岡山県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「次項第四号」を「同項第四号」に改め、同条第三項中「の公告」を「の規定による公告」に、「少なくとも次の各号に定める日前」を「遅くとも次に掲げるとき」に改め、同項ただし書中「の期間」を「に掲げるとき」に、「第二条第五号」を「第二条第六号」に改め、同項第一号中「については 一日以上」を「については、一日前」に改め、同項第二号中「については 十日以上」を「については、十日前」に改め、同項第三号中「については 十五日以上」を「については、十五日前」に改め、同項第四号中「以上」を「前」に改める。

第二十六条第二項中「請負金額に年二・七パーセント」を「、請負金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項の規定により財務大臣が決定する率を下らない範囲内において知事が定める年当たり」に改める。

第三十八条第二項中「年二・七パーセント」を「、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第八条第一項の規定により財務大臣が決定する率を下らない範囲内において知事が定める年当たり」に改める。

様式第一号第二十九条の項7を削り、同様式第三十四条の項9並びに第四十五条の項2及び3中「第2.7パーセント」を「パーセント」に改め、同様式第四十六条の二の項(1)中「の範囲」を「の率」に改め、同様式第四十九条の項3及び第五十一条の項中「第2.7パーセント」を「パーセント」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に締結した請負契約（同日前に落札者又は契約の相手方を決定したものを含む。）に係る工事については、なお従前の例による。

◎岡山県告示第百三号

平成十八年岡山県告示第二百二十二号（簡易な方法による開示請求をすることができる個人情報の指定）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表中「非常勤職員（おかやま元気！集落支援員）採用試験」を「非常勤職員（おかやま地域づくり支援員）採用試験」に改め、「二次審査及び二次審査の」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

平成31年3月15日 岡山県公報 第12076号

◎岡山県告示第四百号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成三十一年三月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ゆめ温泉デイサービスセンター

2 所在地

岡山県赤磐市塩木六八番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社ゆめの里

2 所在地

岡山県赤磐市塩木六八番地

三 廃止年月日

平成三十一年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七二二〇〇八三六

五 サービスの種類

通所介護

◎岡山県告示第百五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

平成三十一年三月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

| 名 称 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|---------------|----------|-------------|------------|------------|
| 訪問看護ステーションこだま | 医療機関の所在地 | 津山市川崎八三一―一三 | 津山市川崎五四四―五 | 平成二十八年五月一日 |

◎岡山県告示第百六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成三十一年三月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

アーバ訪問看護ステーション

津山市津山口七五―一

平成三十一年二月二十一日

井上薬局本店

新見市新見八七九

平成三十一年二月二十二日

◎岡山県告示第七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十一年三月十五日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|----------------|----------------|-----------|
| ふじい整形外科 | 都窪郡早島町前潟618-1 | H30.11.27 |
| はせがわ耳鼻咽喉科クリニック | 津山市高野本郷1437-1 | H31.2.1 |
| のぞみ薬局ひがし店 | 津山市高野本郷1435-16 | H31.2.1 |

◎岡山県告示第百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

平成三十一年三月十五日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

| 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|---------|---------------|-----------|
| ふじい整形外科 | 都窪郡早島町早島251-4 | H30.11.26 |

◎岡山県告示第百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる施術機関を次のとおり指定した。

平成三十一年三月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

施術所を開設していない施術者

| 氏名 | 住所 | 指定年月日 |
|-------|---------------------|----------|
| 木多 勇企 | 津山市高野本郷213-1ダイヤコートC | H31.1.30 |

◎岡山県告示第百十号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項の規定により岡山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を変更したので、その関係書類を岡山県農林水産部水産課に備え置いて、縦覧に供する。

平成三十一年三月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

◎岡山県告示第百十一号

平成三十一年度において県が発注する建設工事の契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

平成三十一年三月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達の対象となる特定役務の種類

岡山県工事執行規則（昭和四十八年岡山県規則第六十一号）第一条に規定する工事

二 入札参加資格審査を受けることができる者

入札参加資格審査を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならぬ。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項各号に掲げる者でないこと。

2 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第一号に規定する暴力団若しくは同条第三号に規定する暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第一項第二号に掲げる者に係る同項の許可を受けている者であること。

4 法第二十七条の二十三の規定による経営事項審査（申請する業種について、その審査基準日が平成二十九年八月一日以降であるものに限る。）を受けている者であること。

5 申請直前の土木一式工事又は建築一式工事に係る法第二十七条の二十九第一項の規定により通知された総合評定値（以下「総合評定値」という。）が、千五十点上である者であること。

6 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限る。）又は消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

7 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）に基づく中小企業退職金共済若しくは建設業退職金共済又は所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）に基づく特定退職金共済に加入している者であること。

8 申請する業種について、直前の法第二十七条の二十六第一項に規定する経営規模等評価（以下「経営規模等評価」という。）の申請における年間平均完成工事高が五百万円以上の者又は当該経営規模等評価の申請における基準決算の完成工事高と基準決算から入札参加資格審査の申請時までの完成工事高の平均（当該経営規模等評価の平均完成工事高を三年平均で申請した者については、基準決算の直前期の完成工事高と基準決算の完成工事高と基準決算から入札参加資格審査の申請時までの完成工事高の平均とする。）が五百万円以上の者であること。ただし、県内に主たる営業所を設置していない者（以下「県外業者」という。）については、申請する業種について直前の経営規模等評価の申請における年間平均完成工事高が一億円以上であること。

9 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく保険関係が成立していること。

10 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第二十七条及び雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第七条の規定による届出の義務（以下「健康保険等届出義務」という。）を履行していること。

11 アスファルト舗装工事に係る入札参加資格審査申請者については、1から10までに掲げるもののほか、知事が別に定める舗装業者工事施工能力審査の申請をし、審査を受けていること。

三 入札参加資格審査申請書類

入札参加資格審査を申請しようとする者は、知事が別に定める入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。ただし、県内に主たる営業所を設置している者の申請に係る添付書類については、6から13までに掲げる書類とする。

- 1 建設業許可証明書
- 2 営業所一覧表
- 3 工事経歴書
- 4 主要取引金融機関一覧表
- 5 契約の締結について権限を委任する場合は、その委任状
- 6 総合評定値の通知書の写し

- 7 岡山県税の納付義務のある者は、岡山県民局長が証明した県税（延滞金等を含む。）の完納証明書（納付を要しない者については、申立書）
 - 8 県内の市町村長が証明した市町村税（延滞金等を含む。）の完納証明書（県外業者については、契約の締結について権限を委任された者が属する営業所が県内にある場合のみ）
 - 9 税務署長が証明した消費税及び地方消費税の完納証明書
 - 10 中小企業退職金共済加入証明書、建設業退職金共済加入・履行等証明書又は特定退職金共済加入証明書
 - 11 労働者災害補償保険法に基づく保険関係が成立していることを証する書類
 - 12 健康保険等届出義務を履行していることを証する書類
 - 13 1から12までに掲げるもののほか、知事が必要と認めた書類
- 四 入札参加資格審査申請書の提出期間、提出場所及び提出方法
- 1 提出期間
随時（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。ただし、提出期日によつては、入札執行日までに入札参加資格審査が完了しない場合がある。
 - 2 提出場所
岡山県土木部監理課建設業班（〒700-18570 岡山市北区内山下二丁目四番六号）
 - 3 提出方法
午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間に2の提出場所に持参すること。
- 五 入札参加資格の有効期間及び更新手続
- 1 有効期間
資格を付与された日から平成三十二年五月三十一日までとする。
 - 2 更新手続
平成三十二年二月五日から同月十五日までの間（休日を除く。）に三に定める申請書類を四2の場所に提出すること。
- 六 その他
- 1 入札参加資格審査申請書の作成に使用する言語

入札参加資格審査申請書は、日本語で作成すること。その他の書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、申請書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載するものとする。

2 申請者への入札参加資格審査の結果通知
文書で通知する。

3 入札公告の方法
地方自治法施行令第六十七条の六の規定による一般競争入札の公告は、県公報により行う。

4 入札参加資格審査についての問い合わせ先
岡山県土木部監理課建設業班（電話 ○八六一二二六一七四六三）

平成31年3月15日 岡山県公報 第12076号

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 蒜山高原線
- 三 道路の区域

| 区 | 域 | 新旧別 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|----------------------------|---------------------------|-----|--------------|--------------|
| 真庭市蒜山上長田字牧野二三〇二番四三 地先から | 真庭市蒜山上長田字牧野二三〇〇番一 先を経て | 新 | 五・三 二・三・一 | 八一五・五 |
| 真庭市蒜山下長田字田中沢七四一番四 地先から | 真庭市蒜山下長田字田中沢七四一番四 先まで | 旧 | 五・〇 六・三 | 一〇九七・五 |

| | |
|------------------------|------|
| 真庭市下方字横部一二五二番一七地先 で | 一八・〇 |
|------------------------|------|

平成31年3月15日 岡山県公報 第12076号

◎岡山県告示第百十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| | | | | | | | |
|-------|-----|-----|------|----|--|---------|-------------|
| 道路の種類 | 一般国 | 路線名 | 四二九号 | 区間 | 美作市太田字池ノ元五六番三地先から 美作市太田字カイマガリ六五番一地先まで | 供用開始年月日 | 平成三十一年三月十五日 |
|-------|-----|-----|------|----|--|---------|-------------|

平成31年3月15日 岡山県公報 第12076号

◎岡山県告示第百十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、赤磐市の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

平成三十一年三月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

| 箇所番号 | 土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類 | 指定を解除する 区域 |
|------------|-------------------------|---------------|
| 二二三K石〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K石〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K石〇〇三 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K石〇〇四 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K石〇〇五 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K石〇〇六 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K石上〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K稻蒔〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K稻蒔〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K小鎌〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K小鎌〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K河原屋〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K河原屋〇〇三 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K河原屋〇〇四 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K草生〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K黒沢〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K黒沢〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K黒本〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K黒本〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K黒本〇〇三 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K是里〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K是里〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |

平成31年3月15日 岡山県公報 第12076号

| | | |
|------------|---------|---------|
| 二二三K是里〇〇三 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K塩木〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K塩木〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K塩木〇〇三 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K塩木〇〇四 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K周匝〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K周匝〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K周匝〇〇三 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K周匝〇〇四 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K高田〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K滝山〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K滝山〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K滝山〇〇三 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K滝山〇〇四 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K滝山〇〇五 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K滝山〇〇六 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K滝山〇〇七 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K中勢実〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K仁堀中〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K仁堀中〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K仁堀西〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K仁堀西〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K仁堀西〇〇三 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K仁堀西〇〇四 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K仁堀東〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K仁堀東〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K仁堀東〇〇三 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K仁堀東〇〇四 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K広戸〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K広戸〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |

平成31年3月15日 岡山県公報 第12076号

| | | |
|-----------|---------|---------|
| 二二三D黒本〇〇七 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D黒本〇〇六 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D黒本〇〇四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D黒本〇〇三 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D黒本〇〇一 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D黒沢〇〇六 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D黒沢〇〇四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D黒沢〇〇三 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D草生〇〇四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D草生〇〇三 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D小鎌〇〇二 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D稲蒔〇〇六 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D稲蒔〇〇五 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D稲蒔〇〇四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D稲蒔〇〇三 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D稲蒔〇〇二 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D稲蒔〇〇一 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D石上〇〇二 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D石上〇〇一 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D石〇〇六 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D石〇〇五 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D石〇〇四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D石〇〇三 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D石〇〇一 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三K福田〇〇六 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K福田〇〇五 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K福田〇〇四 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K福田〇〇三 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K福田〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K福田〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |

平成31年3月15日 岡山県公報 第12076号

| | | |
|------------|-----|---------|
| 二二三D仁堀中〇〇四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D仁堀中〇〇三 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D仁堀中〇〇二 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D仁堀中〇〇一 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D戸津野〇〇二 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D戸津野〇〇一 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D滝山〇〇五 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D滝山〇〇四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D滝山〇〇二 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D高田〇〇二 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D高田〇〇一 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D周匝〇〇四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D周匝〇〇三 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D周匝〇〇二 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D周匝〇〇一 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D塩木〇〇一〇 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D塩木〇〇八 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D塩木〇〇七 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D塩木〇〇六 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D塩木〇〇五 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D塩木〇〇四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D塩木〇〇二 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D塩木〇〇一 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D光木〇〇七 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D光木〇〇六 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D光木〇〇五 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D光木〇〇四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D光木〇〇三 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D光木〇〇二 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D光木〇〇一 | 土石流 | 次の図のとおり |

平成31年3月15日 岡山県公報 第12076号

| | | |
|-------------|-----|---------|
| 二二三D 仁堀中〇〇五 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D 仁堀中〇〇六 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D 仁堀中〇〇七 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D 仁堀中〇〇八 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D 仁堀西〇〇一 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D 仁堀西〇〇四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D 仁堀東〇〇一 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D 仁堀東〇〇二 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D 仁堀東〇〇三 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D 仁堀東〇〇四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D 仁堀東〇〇五 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D 福田〇〇一 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D 福田〇〇三 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D 福田〇〇五 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D 福田〇〇六 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D 福田〇〇七 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D 福田〇〇八 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D 福田〇〇九 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D 八島田〇〇一 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D 八島田〇〇二 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D 八島田〇〇三 | 土石流 | 次の図のとおり |

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部東備地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成31年3月15日 岡山県公報 第12076号

◎岡山県告示第百十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、西粟倉村の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

平成三十一年三月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

| 箇所番号 | 土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類 | 指定を解除する 区域 |
|-----------|-------------------------|---------------|
| 六四三K筏津〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K大茅〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K大茅〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K大茅〇〇三 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K影石〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K影石〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K影石〇〇三 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K影石〇〇四 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K影石〇〇五 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K影石〇〇六 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K影石〇〇七 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K影石〇〇八 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K影石〇〇九 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K影石〇一〇 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K影石〇一一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K知社〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K長尾〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K長尾〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K長尾〇〇三 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K長尾〇〇四 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三D大茅〇〇二 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D大茅〇〇三 | 土石流 | 次の図のとおり |

平成31年3月15日 岡山県公報 第12076号

| | | |
|-----------|-----|---------|
| 六四三D大茅〇〇四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D大茅〇〇六 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D影石〇〇四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D影石〇一四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D影石〇一八 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D影石〇二〇 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D影石〇二四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D影石〇二七 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D影石〇二八 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D影石〇三〇 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D影石〇三一 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D影石〇三二 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D影石〇三四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D影石〇三五 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D影石〇三六 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D坂根〇〇三 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D坂根〇〇四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D坂根〇〇五 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D知社〇〇二 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D知社〇〇三 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D知社〇〇四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D知社〇〇五 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D長尾〇〇一 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D長尾〇〇七 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D長尾〇〇九 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D長尾〇一三 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D長尾〇一六 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D長尾〇一七 | 土石流 | 次の図のとおり |

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部勝英地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成31年3月15日 岡山県公報 第12076号

◎岡山県告示第百十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、赤磐市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十一年三月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| 一 土砂災害警戒区域 | 箇所番号 | 土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類 | 指定の区域 |
|------------|------------|-------------------------|---------|
| | 二二三K石〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| | 二二三K石〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| | 二二三K石〇〇三 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| | 二二三K石〇〇四 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| | 二二三K石〇〇五 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| | 二二三K石〇〇六 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| | 二二三K石上〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| | 二二三K稲蒔〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| | 二二三K稲蒔〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| | 二二三K稲蒔〇〇三 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| | 二二三K小鎌〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| | 二二三K小鎌〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| | 二二三K河原屋〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| | 二二三K河原屋〇〇三 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| | 二二三K河原屋〇〇四 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| | 二二三K草生〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| | 二二三K黒沢〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| | 二二三K黒沢〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| | 二二三K黒本〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| | 二二三K黒本〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |

平成31年3月15日 岡山県公報 第12076号

| | | |
|--------------|---------|---------|
| 二二三 K 黒本〇〇三 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 是里〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 是里〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 是里〇〇三 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 塩木〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 塩木〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 塩木〇〇三 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 塩木〇〇四 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 周匝〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 周匝〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 周匝〇〇三 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 周匝〇〇四 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 滝山〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 滝山〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 滝山〇〇三 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 滝山〇〇四 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 滝山〇〇五 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 滝山〇〇六 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 滝山〇〇七 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 中勢実〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 仁堀中〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 仁堀中〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 仁堀西〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 仁堀西〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 仁堀西〇〇三 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 仁堀西〇〇四 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 仁堀東〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 仁堀東〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 仁堀東〇〇三 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 仁堀東〇〇四 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |

平成31年3月15日 岡山県公報 第12076号

| | | |
|-----------|---------|---------|
| 二二三D黒本〇〇一 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D黒沢〇〇六 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D黒沢〇〇四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D黒沢〇〇三 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D草生〇〇四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D草生〇〇三 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D小鎌〇〇二 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D稲蒔〇〇八 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D稲蒔〇〇七 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D稲蒔〇〇六 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D稲蒔〇〇五 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D稲蒔〇〇四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D稲蒔〇〇三 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D稲蒔〇〇二 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D稲蒔〇〇一 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D石上〇〇二 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D石上〇〇一 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D石上〇〇六 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D石上〇〇五 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D石上〇〇四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D石上〇〇三 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D石上〇〇一 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三K福田〇〇六 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K福田〇〇五 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K福田〇〇四 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K福田〇〇三 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K福田〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K福田〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K広戸〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K広戸〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |

平成31年3月15日 岡山県公報 第12076号

| | | |
|------------|-----|---------|
| 二二三D仁堀中〇〇二 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D仁堀中〇〇一 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D戸津野〇〇二 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D戸津野〇〇一 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D滝山〇〇五 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D滝山〇〇四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D滝山〇〇二 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D周匝〇〇四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D周匝〇〇三 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D周匝〇〇二 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D周匝〇〇一 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D塩木〇〇一〇 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D塩木〇〇八 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D塩木〇〇七 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D塩木〇〇六 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D塩木〇〇五 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D塩木〇〇四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D塩木〇〇二 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D塩木〇〇一 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D光木〇〇七 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D光木〇〇六 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D光木〇〇五 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D光木〇〇四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D光木〇〇三 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D光木〇〇二 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D光木〇〇一 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D黒本〇〇七 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D黒本〇〇六 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D黒本〇〇四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D黒本〇〇三 | 土石流 | 次の図のとおり |

平成31年3月15日 岡山県公報 第12076号

| 箇所番号 | 土砂災害特別警戒区域 | なる自然現象の種類 | 土砂災害の発生原因と |
|------------|------------|-----------|------------|
| 二一三D八島田〇〇三 | 土石流 | 次の図のとおり | 指定の区域及び法 |
| 二一三D八島田〇〇二 | 土石流 | 次の図のとおり | 第九条第二項括弧 |
| 二一三D八島田〇〇一 | 土石流 | 次の図のとおり | 書に規定する土砂 |
| 二一三D福田〇〇九 | 土石流 | 次の図のとおり | 災害警戒区域等に |
| 二一三D福田〇〇八 | 土石流 | 次の図のとおり | おける土砂災害防 |
| 二一三D福田〇〇七 | 土石流 | 次の図のとおり | 止対策の推進に関 |
| 二一三D福田〇〇六 | 土石流 | 次の図のとおり | |
| 二一三D福田〇〇五 | 土石流 | 次の図のとおり | |
| 二一三D福田〇〇三 | 土石流 | 次の図のとおり | |
| 二一三D福田〇〇一 | 土石流 | 次の図のとおり | |
| 二一三D仁堀東〇〇五 | 土石流 | 次の図のとおり | |
| 二一三D仁堀東〇〇四 | 土石流 | 次の図のとおり | |
| 二一三D仁堀東〇〇三 | 土石流 | 次の図のとおり | |
| 二一三D仁堀東〇〇二 | 土石流 | 次の図のとおり | |
| 二一三D仁堀東〇〇一 | 土石流 | 次の図のとおり | |
| 二一三D仁堀西〇〇四 | 土石流 | 次の図のとおり | |
| 二一三D仁堀西〇〇一 | 土石流 | 次の図のとおり | |
| 二一三D仁堀中〇〇八 | 土石流 | 次の図のとおり | |
| 二一三D仁堀中〇〇七 | 土石流 | 次の図のとおり | |
| 二一三D仁堀中〇〇六 | 土石流 | 次の図のとおり | |
| 二一三D仁堀中〇〇五 | 土石流 | 次の図のとおり | |
| 二一三D仁堀中〇〇四 | 土石流 | 次の図のとおり | |
| 二一三D仁堀中〇〇三 | 土石流 | 次の図のとおり | |

平成31年3月15日 岡山県公報 第12076号

| | | |
|------------|---------|---------|
| 二二三K石〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K石〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K石〇〇三 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K石〇〇四 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K石〇〇五 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K石〇〇六 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K石上〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K稲蒔〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K稲蒔〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K稲蒔〇〇三 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K小鎌〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K小鎌〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K河原屋〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K河原屋〇〇三 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K河原屋〇〇四 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K草生〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K黒沢〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K黒沢〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K黒本〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K黒本〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K黒本〇〇三 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K是里〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K是里〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K是里〇〇三 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K塩木〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |

する法律施行令
(平成十三年政令
第八十四号)で定
める衝撃に関する
事項

平成31年3月15日 岡山県公報 第12076号

| | | |
|--------------|---------|---------|
| 二二三 K 塩木〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 塩木〇〇三 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 塩木〇〇四 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 周匝〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 周匝〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 周匝〇〇三 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 周匝〇〇四 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 滝山〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 滝山〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 滝山〇〇三 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 滝山〇〇四 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 滝山〇〇五 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 滝山〇〇六 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 滝山〇〇七 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 中勢実〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 仁堀中〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 仁堀中〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 仁堀西〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 仁堀西〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 仁堀西〇〇三 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 仁堀西〇〇四 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 仁堀東〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 仁堀東〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 仁堀東〇〇三 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 仁堀東〇〇四 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 広戸〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 広戸〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 福田〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 福田〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三 K 福田〇〇三 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |

平成31年3月15日 岡山県公報 第12076号

| | | |
|-----------|---------|---------|
| 二二三D光木〇〇一 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D黒本〇〇七 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D黒本〇〇六 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D黒本〇〇四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D黒本〇〇三 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D黒本〇〇一 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D黒沢〇〇六 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D黒沢〇〇四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D黒沢〇〇三 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D草生〇〇四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D草生〇〇三 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D小鎌〇〇二 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D稲蒔〇〇八 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D稲蒔〇〇七 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D稲蒔〇〇六 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D稲蒔〇〇五 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D稲蒔〇〇四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D稲蒔〇〇三 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D稲蒔〇〇二 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D稲蒔〇〇一 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D石上〇〇二 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D石上〇〇一 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D石〇〇六 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D石〇〇五 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D石〇〇四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D石〇〇三 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D石〇〇一 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三K福田〇〇六 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K福田〇〇五 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二二三K福田〇〇四 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |

平成31年3月15日 岡山県公報 第12076号

| | | |
|------------|-----|---------|
| 二二三D仁堀中〇〇七 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D仁堀中〇〇六 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D仁堀中〇〇五 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D仁堀中〇〇四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D仁堀中〇〇三 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D仁堀中〇〇二 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D仁堀中〇〇一 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D戸津野〇〇二 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D戸津野〇〇一 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D滝山〇〇五 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D滝山〇〇四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D滝山〇〇二 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D周匝〇〇四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D周匝〇〇三 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D周匝〇〇二 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D周匝〇〇一 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D塩木〇〇一〇 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D塩木〇〇八 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D塩木〇〇七 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D塩木〇〇六 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D塩木〇〇五 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D塩木〇〇四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D塩木〇〇二 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D塩木〇〇一 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D光木〇〇七 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D光木〇〇六 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D光木〇〇五 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D光木〇〇四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D光木〇〇三 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二二三D光木〇〇二 | 土石流 | 次の図のとおり |

| | | |
|-------------|-----|---------|
| 二一三D 仁堀中〇〇八 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二一三D 仁堀西〇〇一 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二一三D 仁堀西〇〇四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二一三D 仁堀東〇〇一 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二一三D 仁堀東〇〇二 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二一三D 仁堀東〇〇三 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二一三D 仁堀東〇〇四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二一三D 仁堀東〇〇五 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二一三D 福田〇〇一 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二一三D 福田〇〇三 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二一三D 福田〇〇五 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二一三D 福田〇〇六 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二一三D 福田〇〇七 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二一三D 福田〇〇八 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二一三D 福田〇〇九 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二一三D 八島田〇〇一 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二一三D 八島田〇〇二 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 二一三D 八島田〇〇三 | 土石流 | 次の図のとおり |

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部東備地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成31年3月15日 岡山県公報 第12076号

◎岡山県告示第百十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、西粟倉村の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十一年三月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| 一 土砂災害警戒区域 | 土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類 | 指定の区域 |
|------------|-------------------------|---------|
| 六四三K 筏津〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K 大茅〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K 大茅〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K 大茅〇〇三 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K 影石〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K 影石〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K 影石〇〇三 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K 影石〇〇四 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K 影石〇〇五 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K 影石〇〇六 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K 影石〇〇七 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K 影石〇〇八 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K 影石〇〇九 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K 影石〇一〇 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K 影石〇一一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K 知社〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K 長尾〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K 長尾〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K 長尾〇〇三 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K 長尾〇〇四 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |

二 土砂災害特別警戒区域

箇所番号

土砂災害の発生原因と
なる自然現象の種類

指定の区域及び法
第九条第二項括弧

書に規定する土砂
災害警戒区域等に
おける土砂災害防
止対策の推進に関
する法律施行令

(平成十三年政令
第八十四号)で定

める衝撃に関する

事項

| | | |
|-----------|---------|---------|
| 六四三K筏津〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K大茅〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K大茅〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K大茅〇〇三 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K影石〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K影石〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K影石〇〇三 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K影石〇〇四 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K影石〇〇五 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K影石〇〇六 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K影石〇〇七 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K影石〇〇八 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K影石〇〇九 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K影石〇一〇 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K影石〇一一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K知社〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K長尾〇〇一 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K長尾〇〇二 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |

平成31年3月15日 岡山県公報 第12076号

| | | |
|-----------|---------|---------|
| 六四三D長尾〇一三 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D長尾〇〇九 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D長尾〇〇七 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D長尾〇〇一 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D知社〇〇五 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D知社〇〇四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D知社〇〇三 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D知社〇〇二 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D坂根〇〇五 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D坂根〇〇四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D坂根〇〇三 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D影石〇三六 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D影石〇三五 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D影石〇三四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D影石〇三二 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D影石〇三一 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D影石〇三〇 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D影石〇二八 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D影石〇二七 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D影石〇二四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D影石〇二〇 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D影石〇一八 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D影石〇一四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D影石〇〇四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D大茅〇〇六 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D大茅〇〇四 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D大茅〇〇三 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三D大茅〇〇二 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 六四三K長尾〇〇四 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三K長尾〇〇三 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 六四三D長尾〇一三 | 土石流 | 次の図のとおり |

六四三D長尾〇一六

土石流

次の図のとおり

六四三D長尾〇一七

土石流

次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部勝英地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

〔二〇五〕岡山県医療審議会から次のとおり答申があった。

平成三十一年三月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 諮問年月日

平成三十一年二月二十一日

二 答申を受けた年月日

平成三十一年三月一日

三 諮問及び答申の事項

医療法人の設立及び解散の認可について

四 その他

諮問及び答申の内容を記載した書類については、岡山県庁県政情報室、岡山県備前県民局、岡山県備中県民局及び岡山県美作県民局において閲覧することができる。

平成31年3月15日 岡山県公報 第12076号

〔二〇六〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

平成三十一年三月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| 地区名 | 工種 | 完了年月日 |
|------|-----|----------|
| 上山見池 | ため池 | 三〇・一〇・三〇 |
| 高山池 | 〃 | 三〇・一一・二二 |

〔二〇七〕水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により洪水
浸水想定区域を指定したので、同条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成三十一年三月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称

倉敷川水系倉敷川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により
当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおりとする。

（「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部河川課、岡山県備前県民局建設部管
理課及び岡山県備中県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。）

〔二〇八〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により倉敷市から岡山県南広域都市計画ごみ焼却場についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十一年三月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画ごみ焼却場

二 都市計画の変更新月日

平成三十一年三月四日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、倉敷市環境リサイクル局リサイクル推進部環境施設室において縦覧に供する。

〔二〇九〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、二級建築士の免許の取消しを行った。

平成三十一年三月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 免許の取消しをした年月日

平成三十一年三月七日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

松野 志郎 二級建築士 第二九五号

三 免許の取消しの理由

相続人から、当該二級建築士が死亡した旨の届出があったため

◎岡山県人事委員会規則第六号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月十五日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十年岡山県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「等級」を「警察本部長の任命に係る職員の職で、等級」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県人事委員会訓令第1号

人事委員会事務局

岡山県人事委員会事務局処務規程（昭和三十六年岡山県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月十五日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

別表2の項1中「又は改廃」を「若しくは改廃又は組織改編」に改める。

別表3の項1中(7)を(9)とし、(6)を(8)とし、(5)を(6)とし、同(6)の次に次のように加える。

| | | |
|-----------------------------------|---|--|
| (7) 試験内容の決定 (第20条) | | |
| ア 試験問題の決定（あらかじめ人事委員会の承認を得た場合に限る。） | ○ | |
| イ 人事委員会が定める試験実施基準に基づき試験内容の決定 | ○ | |

別表3の項1中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、同1(2)中「等級」を「第6号に係るものであって、かつ、等級」に改め、同(5)を同1(3)とし、同1中(1)を(2)とし、同(2)の次に次のように加える。

| | | |
|--|---|--|
| (1) 競争試験による採用 (第6条) | | |
| ア 採用予定者数の決定 | ○ | |
| イ 合格者の決定（最終合格者に係るものを除き、あらかじめ人事委員会の承認を得た場合に限る。） | ○ | |

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

◎岡山県人事委員会公示第三号

選考を任命権者に委任する職の範囲を次のように定める。

平成三十一年三月十五日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

選考を任命権者に委任する職の範囲

職員の任用に関する規則（昭和三十年岡山県人事委員会規則第三号）第二十九条第一項の規定により、次に掲げる職の選考を任命権者に委任する。

一 非常勤の職（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十五号）第四条に規定する任期を定めた採用により任用される者をもって充てる職を除く。）への採用

二 警察官の階級の上位の階級に属する職への昇任（警視の階級に属する職への昇任を除く。）

三 県費負担の学校栄養職員及び小中学校事務職員の職に現に任用されている者をもって充てようとする他の地方公共団体の県費負担の学校栄養職員及び小中学校事務職員の職への採用

四 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六条第一項第一号に規定する任期を定めた採用により任用される者をもって充てる職への採用

附 則

（施行期日）

1 この公示は、公布の日から施行する。

（関係公示の廃止）

2 平成二十八年岡山県人事委員会公示第五号は、廃止する。